



2026年1月22日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号:6335 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部副本部長 内藤 寛史
(TEL 03-3451-8144)

(開示事項の経過)

当社に対する上告の棄却及び上告受理申立ての不受理の決定に関するお知らせ

当社は、2024年8月28日付け「当社に対する上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、その主要株主であったアジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）を相手方（被告）として提起した当社株式の短期売買取引による利益の提供を求める訴えについて、2023年12月6日付けで東京地方裁判所より当社の請求を全て認容する内容の当社全面勝訴の判決（以下「第一審判決」といいます。）及び2024年7月31日付けにて東京高等裁判所より控訴棄却（当社勝訴）の判決（以下「控訴審判決」といいます。）の言渡しを受けていたところですが、この控訴審判決に関し、アジアインベストメントファンドは、上告の提起及び上告受理の申立て（以下「本上告の提起等」といいます。）を行っておりました。

本上告等の提起等に関し、最高裁判所は、本年1月21日付けでアジアインベストメントファンドによる上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない旨の決定（以下「本決定」といいます。）を行い、本日、当社は本決定の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 決定日 2026年1月21日

2. 本上告の提起等に至るまでの経緯

2024年7月31日付け「(開示事項の経過)訴訟の判決（控訴審）に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、2022年4月15日、関東財務局から金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第164条第4項に基づく「利益関係書類」（写）（同月14日付け。金商法第

163条の規定により、当社の主要株主から提出された「役員又は主要株主の売買報告書」の記載に基づき、同法第164条第1項の利益を算定した結果、利益を得ていると判断される売買が認められることによるもの。以下「本利益関係書類」といいます。)を受領いたしました。

本利益関係書類によれば、当社の主要株主であった取引者であるアジアインベストメントファンドが当社株式の短期売買取引により利益を得たものとされていることから、当社は、本利益関係書類を受けて、アジアインベストメントファンドに対して、金商法第164条第1項に基づき、当該利益を当社に提供するよう請求し、同利益の提供を求める訴えを提起に至ったところ、2023年12月6日に東京地方裁判所より、①被告(アジアインベストメントファンド)は、原告(当社)に対して、19億4342万3161円及びこれに対する令和4年5月25日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え、②訴訟費用は被告の負担とする、③この判決は、仮に執行することができるとの判決(第一審判決)の言渡しがありました(以下第一審判決で認められた当社のアジアインベストメントファンドに対する債権を「本債権」といいます。)。アジアインベストメントファンドは、第一審判決の全部に不服があるとして東京高等裁判所に対して控訴を提起したところ、2024年7月31日付けにて、東京高等裁判所より、控訴棄却(当社勝訴)の判決(控訴審判決)の言渡しを受けました。

この控訴審判決に関し、アジアインベストメントファンドにより、本上告の提起等が行われておりましたが、これに対して、最高裁判所は、2026年1月21日付で、下記4.記載の内容の本決定を行いました。

3. 本上告の提起等をした者(上告人兼申立人)

- (1) 名称 アジアインベストメントファンド株式会社
- (2) 所在地 東京都港区赤坂九丁目7番2-2207号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 アンセムウォンシュウセン

4. 本決定の内容(主文)

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

5. 今後の見通し

本決定は、アジアインベストメントファンドを相手方として提起した当社株式の短期売買取引による利益の提供を求める訴えについての、裁判所としての最終的な判断となります。第一審判決及び控訴審判決に続き、当社の主張を認めるものであり、妥当な判断が示されたものと考えております。

なお、本日時点において当社は、アジアインベストメントファンドから、本債権のうち4億1771万1929円を回収済みですが、アジアインベストメントファンドからの更なる回収可能性も含め、

当期の業績への影響につきましては、現在確認中であります。当期の業績予想を修正する必要がある場合や今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上